

通信

いわて地域総研



チャグチャグ馬コ初詣 (滝沢市鬼越蒼前神社)

目次

- | | |
|---|-------|
| ●表紙写真 | 1P |
| ●2024年の年頭にあたって 岩手地域総合研究所 理事長 井上 博夫さん | 2P |
| ●連続講座「岩手の再生」テーマ第1講座 | 3P～4P |
| ●連続講座「岩手の再生」テーマ第2講座 | 4P～7P |
| ●いのちのとりで裁判(生活保護裁判) 一名古屋高裁の画期的判決—
全国公的扶助研究会副会長(元岩手県職員) 沼田 崇子さん | 7P～8P |
| ●体験集
「戦争の時代を生きて」第8集発表懇談会、憲法9条守り反戦平和の決意新たに
宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会代表 前川 慧一さん | 8P |

NPO法人
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール
Tel・Fax:019-624-6715
メール:i-chiiki-souken@salsa.ocn.ne.jp

2024年の年頭にあって
「熟議」をととした課題解決をめざ
して

岩手地域総合研究所
理事長 井上博夫



2024年は、元日から大きな災害で始まりました。同じく地震津波災害を被った岩手の研究所として、被災と復興の経験から学んだ教訓を生かし、能登の被災者と被災地域の復興・再生にも役立っていきたくて思っています。
今年もよろしく願います。

連続講座「岩手の再生」の新たな挑戦

さて、2023年度の連続講座「岩手の再生」は、従来の連続「講演会」とは趣向を異にし、新たな試みに挑戦してきました。「不安の根源を探る」を共通のテーマとし、今日、岩手の人々に不安をもたらす原因となっている課題を順次取り上げてきたものです。

その際、これまでと違うのは、受動的に話を聴

くのではなく、当該課題に直接関係している様々な立場の方においていただき、参加者が意見をぶつけ合える場を生み出すことに注力した点です。岩手が直面している問題の多くは、県民の間で課題意識自体は共有されていることから、「あれかこれか」といった二項対立的な問題ではないのではないか。であれば「熟議」をとおしてブレイクスルーをめざすことも現実的ではないか、という思いがそこにはありました。

今回取り上げた課題は、「最低賃金」「地域医療」「不登校」そして「公共の役割」。「不安の根源」を考えるとき、これらはいずれも根源にふれる問題ではないだろうか。

一方で、「熟議」の場をつくるためには、様々な方のご協力が不可欠となる。また、毎回こうした準備を整えるのも、多くの努力を必要とする。今回の挑戦が、多少ともブレイクスルーの契機になればと願います。

あと二回の「岩手の再生」に多くの参加を

挑戦の「岩手の再生」も、あと2回を残すばかりとなりました。「不登校」と「公共の役割」です。是非ご参加いただき、「熟議」に加わるようお願いいたします。

◎テーマ第3講座「不登校問題を考える」
学校教育環境に焦点を置いて〜」

・日時：2024年1月27日(土) 13:30〜16:00

・会場：岩手県民会館 4F 第2会議室

・シンポジウム 現場教師、支援者、教育行政担当者

Z o o m ・ U R L :

<https://us02web.zoom.us/j/89310109823?pwd=>

[IGNLTFh5WWJwVlE1bTlA3Tk50ejc4Zz09](https://us02web.zoom.us/j/89310109823?pwd=IGNLTFh5WWJwVlE1bTlA3Tk50ejc4Zz09)

◎特別講座「公共の役割を問い直す」自治体行政の可能性〜」

・講師：岸本聡子さん(東京都杉並区長)

・日時：2月4日(日) 14:00〜16:00

・会場：盛岡市中央公民館(オンライン開催)

Z o o m ・ U R L :

<https://us02web.zoom.us/j/87357011996?pwd=>

[eJhLMFJtaS85dUlkbHRySEMyNU9SQj09](https://us02web.zoom.us/j/87357011996?pwd=eJhLMFJtaS85dUlkbHRySEMyNU9SQj09)

岩手地域総合研究所 2023年度
連続講座「岩手の再生」
「不安の根源を探る」

●テーマ第1講座

岩手県最低賃金をどうすべきか？

2023年11月26日、岩手県民会館4階第2会議室でテーマ第1講座が開催され、28人が参加しました。

最初、当研究所の井上理事長からあいさつと開催の趣旨について説明がありました。

(あいさつ)

研究所では、2023年度連続講座「岩手の再生」では、「不安の根源を探る」をテーマに、様々な分野の不安を具体的に議論し問題点と解決策を明らかにしていく試みです。

今年度は、テーマ第1講座「岩手県最低賃金をどうするか」、第2講座「岩手の地域医療を守るために」『持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革報告書』をふまえて、テーマ第3講座「不登校問題を考える」学校教育環境に焦点を置いて、特別講座「公共の役割を問い直す」自治体行政の可能性」という4講座を開催します。

テーマ第1講座では、我々が今日生活している上で不安のまず一つの問題として経済あるいはその自分たちの暮らしを維持していけるのかというような課題があり、一番その最低部分を支えると言いますかその最低賃金で、これが岩手は全国で単独最下位になったというふうなこともあり何とかならないのかというふうな思いから開催をすることにした次第です。

今日は3人の方に登壇していただくことにしています。岩手の地方最低賃金審議会の委員をされている佐々木さん。それから瀬川さんは、岩手中小企業団体中央会の専務理事をされていて、審議会の使用者側代表委員を務めておられます。中村さんは、いわて労連の事務局長ですけれども審議会の委員ではありませんが、審議会に意見書を提出したり意義の申し立てをしたりというふうなことでかかわっておられます。

(趣旨)

地域最賃はほかの要素と一体になって岩手県の人口格差を拡大継続している可能性があるんじゃないかと、だとすれば地域最賃がその他の要素と一体的な改善を目指すことは地域経済と暮らしにとって有意義ではないか。そこでこの点では、使用者であれ労働者であれ県民にとっても共通の利益というふうに成り得ないか、そういう点をご議論いただきたいというのが私からの提起です。

佐々木正人さん(日本労働組合総連合会岩手県連合会・副事務局長)

地域別最低賃金が1978年に、全国をAからDランクに定めたが、格差



を是正するためという名目で今年に入ってから3ランクに改定をした。

あと水準の引き上げにつきましては、これから政府の方が、いろんな経済政策を打ってくるということ、その

格差をなくすということと賃金の引き上げが必要だと、経済を回すためにはそれが必要だということ、政府がしっかりと経済政策を打ってくるんだということ、でございます。

一方では、中小零細企業は、事業継続というのがなかなか岩手においては、厳しい状況にあります。こういった中で行きますとやっぱり最低賃金の位置づけというのも結構一番重要なところにはあるんじゃないかなということ、です。

国の政策で、最低賃金中央審議会において、しっかりと格差がないようにするためには、そこで審議して全国一律の賃金のあり方というものの最低賃金の部分は、議論していかなければ格差というのは地域の方は広がっていくんだと考えています。

瀬川 浩昭さん(岩手県中小企業団体中央会・専務理事)



最低賃金制度というのはセーフティネットなので全ての企業に適用されるものである。それを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではないと今年の4月21日に中小企業支援3団体が共同で発表しています。

我々最低賃金審議会の委員をやっているならば当然ながら法律に沿って法律の中できちんと審議をしなければならぬわけでありまして、いろいろな問題があるんだろなというふうに思っています。

一番目として制度の正しい理解がされていないというふうに感じられること、二番目として中央最低賃金審議会等での審議に限界がある。全国統一でABC3地域に分けてやると言っても絶対的に同じ東北でも全然違うんです。産業構造一次産業、二次産業、三次産業の成り立ち、中小企業の比率から、さまざま違う中で同じに目安を作るということ自体もうそろそろ限界があるのかなというふうに私は思っています。

三番目として、小規模零細企業、これは生活密

着型の企業なんで、企業と未組織労働者の実態を表すデータがないんで、これは公的統計も、一般的な行政がやってる統計を見てもデータが欠けているんじゃないかというふうに私は思っています。

四番目として、特に今年の中央最賃で問題があるのは、3要素と言われる賃金と生計費と支払い能力というこの3つ以外に、人手不足による最賃引き上げ競争というのは今回起こったというふうに私は思っています。

最低賃金上のことではなくて、いかにその県民所得を上げるかということで、令和4年度の毎月の勤労統計調査においては岩手県の所定内給付額が全国で3番目です。県内の企業の多くは最低賃金を上回っている。最低賃金に関わらず実際の賃金を決めていくというふうに頑張っているんです。

中村 健さん(いわて労連・事務局長)



全労連は最低生計費試算調査を繰り返し行ってきている。特徴は関東圏で調査してもいわゆる東北だとか九州だとか沖縄で調べてもそんなに大きな差がないということは、この調査で明らか

になってきている最低必要額が違わない。むしろ、東京なんかよりも地方の方が高かったりするということだ。

一方で最低賃金は東京100とした場合に、例えば沖縄だと80・5みたいな形になっているということだ。最賃の格差の問題だということだ。指摘をしてきた。

水準の低さということは生計費調査の部分ですが、今それで結局時給換算してみると全国の地域で出しても最低1,500円以上は必要だよということだ。導き出されてるんじゃないかということだを主張してきているということです。

最賃制度上の問題点ですが、この点がやっぱり日本の最賃制度というのは地域別最低賃金制度になつての特徴があります。

地域間格差を生じさせていると書いてますが、結果的に地域間格差を固定するような構造になつてしまつてることが言えると思つています。そのことで結果的に人口の一極集中を招いたり、労働力の流出を招いたりだとか、その関連で地域の疲弊という状況が繋がつてくると思つています。(文責 事務局)

●テーマ第2講座

岩手の地域医療を守るために

「持続可能で希望ある岩手を 実現するための行財政改革報告 書」をふまえて

12月24日、岩手県民会館4階第2会議室で、テーマ第2講座が開催され、31人が参加しました。最初、当研究所の井上理事長から開催の趣旨について説明がありました。

(趣旨説明)

今日の進行ですけれども最初は趣旨説明です。まずシンポジスト3人の方に登壇いただきます。

トップバッターの沼尾さんは東洋大学の教授ですけれども岩手県の行財政研究会のメンバーとして、実際に岩手の沿岸の医療の現場などと一緒に行かれたというようなことです。沼尾さんからまずは国の政策動向、先ほど申しましたような厚労省や総務省の動向。それを紹介していただくということを中心にお願いをしています。ただ紹介していただくだけでなく、そういう国の動向の中で岩手県は、医療というのはそれぞれ地域ごと違いますから、岩手県の場合にはどうしたらいいかということを考える上で、その前提としてお話をいただくということにしたいと思います。

それから二番目の岩間さんは、岩手県財政課

の特命参事兼調査担当課長です。この財政研究会を主幹されていた方です。そこからこの行財政改革についてお話をいただきたいというふうに思います。そして三番目の森さんは、岩手県医療局労働組合の書記長をされています。実際に岩手県の医療を担っておられるという立場からご意見をいただきます。

岩手の地域医療を守るために

地域医療構想と公立病院

沼尾 波子さん(東洋大学)



安心して医療を受けら

れる環境というものが、今はなかなかこの環境自体が全国どこも非常に厳しくなっているというような状況がございます。一つ目は、ま

ず国民医療費が年々増大していく中でこれを一体でどのようにして支えていくのか。

二つ目としては、医師や医療従事者が不足していることでどのようにして確保していくのかというところが課題になっております。

そういう中で、2040年を展望した上で、2025年までに着手すべきというところで三つのことを掲げています。

まず一つが地域医療構想の実現、それから二つ目が医師、医療従事者の働き方改革を推進する。三つ目が実効性のある医師偏在対策の着実な推進ということで、この三つをセットでやることではんとか医療の仕組みというものを持続可能な形に持っていけないだろうかというように考えているわけでございます。

ところが広大な面積で人口減少が非常に進んで人口密度が非常に少なくなっている岩手県でこの機能を分化していくというとなかなか難しい。

地域医療をどう守るかということでは四つ点申し上げたいと思います。

まず一点目は、地域医療構想について、岩手県の野原保健福祉部長さんは、都市部の議論を岩手の地域に当てはめて議論しようとしていることに違和感がある。地域で唯一の病院は様々な機能を担っているということは想定されていないかというふうに書かれています。

次に在宅医療について、地域包括ケアシステムとの連携も必要で、ここがやっぱり医療構想は県、地域医療システムは市町村というところがありまして、ここがどういうふうに連携していくかということは問われるかなと思います。

三点目が医師の働き方、それから医師・医療従事者の確保の問題です。中心病院から中小病院での医師の派遣に対し



「持続可能で希望ある岩手を実現するための
行財政改革報告書」をふまえて
岩手県総務部財政課
特命参事兼調査担当課長 岩間 吉広さん

本県はその特殊な事例というものが全国の標準的なやり方と大きく乖離をしている。県立病院がこれまで果たしてきた役割その経緯

てこれまでは公立病院から民間病院への派遣にしか交付税措置がされてなかったんですけども、公立から公立診療所、公立病院にも令和4年度から交付税措置されたということがございます。そういった意味では、こういうふうに入材派遣を通じたネットワークを作るところでの財政支援が入ってきてるところはご紹介できるかなと思います。

他方働き方改革で今後時間外労働規制の上限が執行されることで、医療従事者の確保はさらに厳しい状況になるのではないかと思います。

そう考えると副業兼業を含めた新しい働き方とかライフスタイルの提示とかトータルなウェルビーイングをセットしてお医者さんと呼び込むような地域づくり戦略というのもこれから求められてくるのかなと思います。

について、その成り立ちを考えてもその役割を後退させるということは基本的にはありえないだろう。

本県は9つの二次保健医療圏の設定をしております。基幹病院を設置しています。全県に20病院と6診療センターで一体的に経営しています。

基幹病院と地域病院は、一体的に運営しているというのが特徴であります。岩手県の場合は県立病院の割合が、ものすごく大きく、病院数もそうです。入院患者数も病床数も外来、患者数も全国平均の10倍ぐらいあります。これは非常に強みでもあるし特徴でもあるし、逆に言えばそれを支えていくためには全国で標準的なスタンダードだと言われているやり方を踏み越えて検討していく必要があるというのもこれは事実です。

いまの制度の中でどうやって本県として、その地方財政措置をあげていくかという取り組みと県立病院の経営をどう効率化していくという取り組みなどについて、一般会計で見られる財源の部分が増えていけば増えていくほど安定的な経営に繋がるところもあるので、政策の優先順位というところで病院でも大事だということであれば、他の施策の分を抑えていきながら、その行財源の税収の上がるような体制を作っていくのかというところを睨みながら進めていかないとなかなか難しい。その病院の経営、安定的にこ

れから持続可能なものにしていくのは難しいということでも頑張ろうとしているというようなところだということがございます。

地域医療を守る取組みと県立病院の現状

岩手県医療局労働組合

書記長 森 優子さん



県の社会保障推進協議会も加わって地域医療を守る岩手県連絡会の活動の報告です。

地域医療を守る会は県内にはいくつかあります。

釜石守る会なんですけれども、釜石病院の2021年3月、突然に分娩の受け入れを休止すると発表があり、医師の確保を中心に県立釜石病院充実を求める署名を県連絡会と連携して開始して、約1ヶ月で15,336筆の署名を集約し、岩手県連絡会と一緒に岩手県保健福祉部と医療局に署名を提出して懇談しました。

県議会には、釜石病院と同様な問題を抱える沿岸地域病院に請願対象を拡大して、請願者を県北支部から県南の陸前高田までの地域の沿岸地域、この県立病院を守る会が加わって請願を再提出して10月3日本会議において満場一致で

の物価指数により生活保護利用者の生活実態と大きくかけ離れた下落率を導き出したことなどを違法としました。

第2・3については、生活保護基準の改定を検討・決定する過程での問題であり、結果的に厚生労働大臣の裁量権の逸脱が指摘されました。

〈これからの闘いが大事〉

国家賠償請求が認められたことにより、国は差別や偏見の解消、利用者の尊厳の回復などの精神的苦痛への対応も問われることとなります。

また、生活保護基準は、国民感情や財政事情よりも科学的知見に基づく審査をしなければ違法との考えを採用しました。いずれも画期的な判断です。この流れを大きくしていかなければなりません。

いのちのとりで裁判判決は、2020年6月からこれまで、23地裁で12勝11敗、2高裁で1勝1敗ですが、2023年に入ってから原告側が9勝3敗です。今年度中に、鹿児島・富山・津地裁の判決が予定されています。

名古屋高裁判決を得て、原告側は国に対し、上告せず判決を確定させることを求める要請書を提出していました。しかし、国・自治体は最高裁に上告しました。高齢者が多い原告側にとって厳しい闘いが続くこととなります。

今、医療や介護など生活に関わる多くの分野は、負担増とサービス利用抑制の方向で改正が

進められています。生活保護を社会保障の根幹と位置付けた名古屋高裁の判断は、各分野の取り組みにも通じるものです。特に、財政事情により国民生活を脅かすことは許されない考えに勇気をお願いします。

是非、皆さんにも関心を持っていただき、皆さんの生活を守るためにも支援を広げていただくことを願います。

体験集

「戦争の時代を生きて」第8集発表懇談会、憲法9条守り反戦平和の決意新たに

宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会

代表 前川 慧一さん

アジア・太平洋戦争開戦から82年(12月8日より)「

あの戦争は何だったのか、体験者が語るその事実、平和のエール」の問いかけにもとづき戦争の時代に生き体験したさまざまなできごと、証言を記録し、後世に伝える「戦争の時代を生きて」の第8集発表、懇談会は去る12月17日、宮古市民交流センター(イーストピア)会議室で行われました。主催は、宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会(前川慧一代表)が主催し、45人が参加しました。

2016年以降毎年12月8日付け発行し続け、

今年第8集に到達、これまでの寄稿・証言者は121名に達しました。

このたびの第8集発表・懇談会には寄稿・証言者14人全員が出席、自ら朗読(代読者含む)しました。(寄稿者14人中85歳以上12人、うち戦場体験4人)

▽古館金重郎さん(97歳)からは、米軍戦車上陸にそなえ、河川敷に設置された戦車の模型に向かって爆弾を胴脇にかかえ腹這いになって接近戦車の前輪に突撃、爆破する訓練を強いられた。

▽中国大陸に派兵され武器輸送の馬の世話係をさせられたが、馬に蹴られて片目を失明、軍銃の狙いができなくなり除隊となり帰村したが、同期生5人のうち、自分以外は皆戦死したため、自身のせまい思いでくらししたが、同期兵の母親達から憎まれているようで口もきけない淋しい人生をおくった。(遠藤公男さん90歳)

▽父親は3歳の時、戦死したため、母親は宮古空襲にも重労働にも耐えながら必死で働き娘二人を高校に入れてくれた。食べるものがないことが一番つらかった(中村信子さん85歳)などの体験が紹介されました。

最後に憲法第9条が朗読され、主催者より「イスラエルのガザ攻撃中止、即時停戦を！」の運動を高め、広げよう！救済金のカンパの訴えを大きな拍手で確認し閉会しました。